

Title	中国における非伝統的安全保障論の展開と人間の安全 保障
Author(s)	後井,隆伸
Citation	国際公共政策研究. 2010, 15(1), p. 243-257
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12816
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国における非伝統的安全保障論の展開と人間の安全保障

The Development of Non-traditional Security Discussion and Human Security in China

後井隆伸*

Takanobu GOI*

Abstract

The focal point of the human security discussion seems to have changed from "what is human security?" to "how to put human security into practice?" as some actors started using the concept with their own interpretations. In this article, the author overviews the way both Chinese officials and academia have introduced the non-traditional perspectives in their security discourse, and how the concept of human security came to be given an attention, most notably after the 2003 SARS epidemic. The article reveals that while it is still preoccupied with the primacy of national sovereignty, China is growingly incorporating human security-like approaches to help enhance the political legitimacy of the government and the party.

キーワード:人間の安全保障、非伝統的安全保障、以人為本、和諧社会

Keywords: human security, non-traditional security, people-oriented, harmonious society

^{*} 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程修了生

はじめに

国連開発計画(UNDP)が『人間開発報告書1994年版』において取り上げた「人間の安全保障」(human security)の概念をめぐっては、学界・政界を跨いで様々な議論が繰り広げられてきた¹⁾。当初、その議論の中心は、人間の安全保障とは何かという問いであったが、この15年余りの間に、人間の安全保障が国や組織によって異なる解釈や用法に基づいて政策に反映されるようになった。そのため、アクターによる認識の相違点や人間の安全保障の意義付けを明らかにすることが、今後ますます重要になってくるものと思われる。

このような新たな課題に臨む一つの試みとして、本稿では、人間の安全保障の概念が中国の学界や政府指導部でどのように議論されているのかを明らかにしたい。中国では1997年のアジア金融危機を契機に、伝統的な国家中心の安全保障だけでなく、「非伝統的安全保障」(non-traditional security)への関心が高まっていたが、その中で人間の安全保障が議題に上ることはほとんどなかった。しかし、とりわけ2003年の重症急性呼吸器症候群(SARS)以後、学界では非伝統的安全保障の中でも人間の安全保障をめぐる議論が起こった。政府指導部も人間の安全保障に相通ずる理念を提唱するなど、新しい展開を見せている。

このような状況の変化にもかかわらず、先行研究では、専ら中国の台頭にどう対処すべきかといった議論に関心が集まり、中国国内で新しい安全保障の概念がどのように議論され、ひいては政策決定にどのような影響を与えているのかが充分に研究されていない²⁾。これらの問いに答えるため、以下では、まず中国で人間の安全保障が議論される土壌となった非伝統的安全保障の議論について簡単に紹介し、次に、中国の学界における人間の安全保障の議論の特徴を明らかにする。最後に、中国政府の立場を政府の提示する政策理念に触れながら概観する。中国の学界・政界の多様な人間の安全保障論議を把握することは、国際社会が中国とどう向き合うのかを考えるうえで一助となるだろう。

1. 非伝統的安全保障をめぐる議論の展開

非伝統的安全保障とは、必ずしも明確な定義はなされていないが、非国家的・非軍事的な脅威から自国の安全を守ることとする見方で概ね一致している³⁾。この点は、中国の学界でもほぼ共有されている。例えば、上海社会科学院の傅勇は、「非国家主体による、国家の主権や利益、個人、集団および全人類の生存と発展に対する非軍事的な脅威と侵害」に対処することと定義する⁴⁾。同概

¹⁾ 人間の安全保障をめぐる議論のこれまでの流れについては、栗栖薫子「人間の安全保障研究と国際関係論一新しいリサーチの地平?」『国際公共政策研究』第14巻1号(2009年)、15-28頁を参照されたい。

²⁾ 中国の具体的な安全保障概念を紹介する研究が少ないことは、近年、指摘されるようになってきている。例えば、Bates Gill. *Rising Star: China's New Security Diplomacy*. Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2007, p.13.など。

³⁾ Terry Terriff, Stuart Croft, Lucy James and Patrick M. Morgan. Security Studies Today. Cambridge: Polity Press, 1999, pp.115-116、防衛大学校安全保障学研究会編著『安全保障学入門 新訂第4版』亜紀書房、2009年、235頁などを参照。

⁴⁾ 上海社会科学院編『国家安全与非伝統安全』時事出版社、2008年、86頁。

念は、グローバル化の進展に伴って顕在化する非伝統的脅威への対応の必要性が高まるにつれて注目されてきた。本節では、中国が非伝統的安全保障に焦点をあてるようになった背景として、特に影響の大きな三つの出来事、すなわち、アジア金融危機、米同時多発テロ、SARSへの対応を論じる。

1-1. アジア金融危機

中国が非伝統的脅威の重大性を認識した最初の出来事は、1997年のアジア金融危機であった。中国自身は資本市場の開放度が低かったことなどから大きな被害は免れたが、こうした脅威の深刻さと、何より国境を越える拡散力を強く認識した⁵⁾。

例えば、江沢民主席⁶ は同年11月のAPEC非公式首脳会談で「アジア地域金融協力の強化に積極的な態度で望み、関連する協力枠組に参加する」旨を表明した⁷。翌12月に開かれたASEAN30周年記念大会の席では、銭其琛外交部長が金融危機の教訓として経済安全保障の重要性と、その維持のための世界的・地域的な金融協力の必要性に言及した⁸。中国の学界でも、金融危機と非伝統的安全保障とを関連付ける議論や、経済・金融に限らず多様な脅威に総合的に対応すべきだとする議論がなされるようになった⁹。

こうした認識の下、中国は非伝統的な脅威に対処するうえで、それまで消極的だった多国間協調に積極的な姿勢を見せ始めた。例えば、1999年11月の第3回ASEAN+3首脳会議では、朱鎔基総理が東アジア諸国の財務大臣と中央銀行総裁による会議の開催を提案し、「チェンマイ・イニシアティブ」の実現に大きな役割を果たした¹⁰⁾。2000年10月には「ASEANと中国の麻薬撲滅行動計画」が調印されるに至った¹¹⁾。さらに、翌2001年6月に成立した上海協力機構(SCO)は「テロリズム・分離主義・過激主義の撲滅上海公約」を締結し、これら三つの勢力への対策を強化している¹²⁾。

そして、2001年7月にハノイで開催された第8回ARF外相会議において、唐家璇外交部長が「非伝統的安全保障が各方面において日増しに注目を集めている現状を鑑み、中国は、本フォーラムが非伝統的安全保障領域における対話と協力を発展させていくことを支持するとともに、積極的な態度でこれに参加し、果たすべき役割を果たす意思があることをここに表明したい」と述べ、中国は非伝統的安全保障を前面に掲げるに至った¹³⁾。

- 5)「全球化加速 多極化発展」『人民日報』1997年12月25日。
- 6) 以下、脚注を含め、肩書きはすべて当時のものとする。
- 7)「在亜太経合組織第五次領導人非正式会議上的講話」『人民日報』1997年11月27日。
- 8)「在慶祝東盟成立30周年大会上銭其琛闡述新安全観」『人民日報』1997年12月16日。
- 9) それぞれ、傅夢孜「従経済安全角度談対"非伝統安全"的看法」『現代国際関係』第3期(1999年)、1-5頁、王逸舟「論綜合安全」『世界経済与政治』第4期(1998年)、5-14頁など。
- 10) 防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観2007』ジャパンタイムズ、2007年、19頁。
- 11)「"金三角"区域禁毒合作大事記」『人民日報』2001年8月28日。
- 12) 「六国元首簽署打撃 "三股勢力"上海公約」『人民日報』2001年6月16日。なお、SCOの前身である上海ファイブは、中国が旧ソ連諸国との国境問題を円滑に処理するために組織したもので、中国が主導的立場にある(余建華等著『上海合作組織非伝統安全研究』上海社会科学院出版社、2009年、p.273)。加えて、中国政府は、非伝統的安全保障問題におけるSCOの役割を高く評価している(「九届全国人大五次会議挙行記者招待会」『人民日報』2002年3月7日など)。
- 13) 中華人民共和国外交部「唐家璇外長在第八届東盟地区論壇外長会議上的講話」(http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/gjhdq/gjhdqzz/lhg_14/zyjh/t4546.htm)。なお、本稿で参照したインターネットサイトはすべて2010年3月20日に確認済み。

1-2. 米同時多発テロ

2001年9月11日にアメリカを襲った同時多発テロは、中国が非伝統的安全保障を国家戦略として 重視するきっかけとして極めて重要な出来事であった。中国はテロ発生後、積極的に「反テロ」国 際協調を唱えた。発足わずか3ヵ月のSCOはテロ発生3日後に首脳会談を開催し、6ヵ国の首脳が テロを非難する声明を発表するとともに、あらゆる国家や国際組織と密接に連携する用意があると 表明している¹⁴⁾。同年10月に上海で開催された第9回APEC非公式首脳会議においては、江沢民 主席が「テロリズムに反対することは各国人民共通の任務」と位置付け、主催国として「APEC首 脳反テロ声明」の採択を取りまとめた¹⁵⁾。

同年末になると、こうした中国の姿勢が非伝統的安全保障という概念のもとに論じられるようになり、一つの概念的整理がなされた。唐家璇外交部長は『人民日報』の取材に答えて、以下のように語った。「目下、国際安全保障の問題はますます多元化している。伝統的安全保障と非伝統的安全保障の要素が相互に交錯しているが、テロなどの非伝統的安全保障問題による危険が増しており、国際安全保障にとってまた一つ重大な現実的脅威となっている¹⁶⁾」。つまり、非伝統的な脅威が伝統的な国家の安全保障をも脅かしうるものと認識され、非伝統的安全保障が従来の「国防」と同等に重視されるようになったと言えよう。

実際の政策においても、中国は非伝統的安全保障問題への取り組みをより積極的に展開していった。例えば、2002年5月のARF会合において、「非伝統的安全保障領域における協力の強化に関する立場表明書」を提出した。ここでは、テロなどのトランスナショナルな課題に対応するため、①国境を越えた協力、②総合的な手段、③予防の重視、④伝統的安全保障との並行的対応、⑤主権の尊重と内政不干渉、の五点を重視する姿勢を対外的に表明した¹⁷。翌月にはSCOで「上海協力機構憲章」と「地域の反テロ機構に関する協定」を採択し、SCOのさらなる制度化を図った¹⁸。また、ASEAN+1の枠組では「非伝統的安全保障領域における協力共同宣言」が発表され、情報交換や共同研究の実施が合意されている¹⁹。

なお、上述した「伝統的・非伝統的安全保障の要素の交錯」という表現は、2002年11月に開催された中国共産党第16回全国代表大会の政治報告にも盛り込まれた²⁰⁾。中国共産党の方針、ひいては中国の国家戦略にかかわる党大会政治報告に盛り込まれたということから、中国政府の非伝統的安全保障への注目の高さをうかがい知ることができよう。

^{14)「}上海合作組織成員国総理発表声明|『人民日報』2001年9月15日。

^{15)「}加強合作,共同迎接新世紀的新挑戦」、「亜太経合組織第九次領導人非正式会議在上海挙行」『人民日報』2001年10月22日。

^{16) 「}縦論世界風雲 暢談中国外交」『人民日報』2001年12月17日。

¹⁷⁾ 中華人民共和国外交部「関於加強非伝統安全領域合作的中方立場文件」(http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/ziliao/tytj/zcwj/t4547.htm)。

¹⁸⁾ 中華人民共和国外交部「六国元首高度評価上海組織聖彼得堡峰会」(http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/ziliao/zt/ywzt/zt2002/2326/2328/t10898.htm)。

^{19)「}就非伝統安全領域合作中国与東盟発表聯合宣言」『人民日報』2002年11月14日。

²⁰⁾ 中国共産党歷次全国代表大会数据庫「在中国共産党第十六次全国代表大会上的報告 (9)」(http://cpc.people.com.cn/GB/64 162/64168/64569/65444/4429116.html)。

1-3. SARS流行とその後

2002年末から2003年前半にかけて流行したSARSは、中国にとって自身が経験する初めての大規模な非伝統的脅威であった。後に詳述するように、SARSの流行は、中国で人間の安全保障の議論が起こる最も重要なきっかけの一つともなった。

2003年5月21日および22日付の『人民日報』は「非伝統的安全保障研究を重視せよ」と題した社会科学院の王逸舟による論評を掲載した。王は、SARSの影響下で「これまで気付くことのできなかった多くのことに気付かされ、学ぶことのできなかった多くのことを学んだ」と述べ、SARSの経験を活かし、中国がより積極的な役割を発揮すべきことを強調している。非伝統的安全保障の特徴を充分意識しながら研究方法を刷新することが求められるという認識であった²¹⁾。

これを契機に、政府は非伝統的安全保障に関する研究に本腰を入れ始めた。同年11月、中国外交部の非伝統的安全保障問題を管轄する各部署が、分野横断的な非伝統的安全保障対策に関する合同会議を行った²²⁾。また、中国国務院直属の中国現代国際関係研究所は、陸忠偉所長を主編として中国で初となる非伝統的安全保障の専門書を編纂・出版した²³⁾。さらに翌12月には、中国社会科学院主催で「非伝統的安全保障と中国」と題する学術フォーラムが開かれ、全国から150余名の研究者が出席した²⁴⁾。これを受けて『世界経済と政治』誌上に非伝統的安全保障研究の特別枠が設けられ、多くの研究者が論文を発表している²⁵⁾。

非伝統的安全保障重視の波は大学での教育・研究にも及んだ。杭州の浙江大学は2005年より国際政治学部に「非伝統的安全保障講座」を開設し、翌2006年には学際的大学院として「非伝統的安全保障と平和的発展研究センター」を設置した²⁶。それと同時に、非伝統的安全保障に関する中国初の教材『非伝統的安全保障概論』(著者:余瀟楓、潘一禾、王江麗)を刊行した²⁷。

2. 中国学界における人間の安全保障論

以上に概観したように、中国ではまず非伝統的安全保障への関心が高まり、学術的にも、また政策概念としても定着するに至った。そうした中で、学界を中心に、人間の安全保障も次第に関心を集めていった²⁸⁾。本節では、先行研究において充分に研究されてこなかった、中国学界における

- 21)「重視非伝統安全研究(上)」『人民日報』2003年5月21日、「重視非伝統安全研究(下)」『人民日報』2003年5月22日。
- 22) 王逸舟『中国外交新高地』中国社会科学出版社、2008年、184頁。ここでは、マネーロンダリング、海賊、極貧問題、難民と移民、エイズ、環境問題などが議題に上った。
- 23) 陸忠偉編『非伝統安全論』時事出版社、2003年。ただし、今回は現物を入手できなかった。
- 24) 何忠義「"非伝統安全与中国" 学術研討会総述」『世界経済与政治』 第 3 期 (2004年)、web版 (http://old.iwep.org.cn/news2005/2003feichuantonganquan.htm)。
- 25) 例えば、余瀟楓「非伝統安全的辺界、語境及範式」、李東燕「聯合国的安全観与非伝統安全」、潘一禾「"非伝統" 視野中的 当代国家文化安全」、潘忠岐「非伝統安全問題的理論衝撃与困惑」など多数。
- 26) なお、同センターはこれまでに、バリー・ブザン(LSE教授)、イアン・ジョンストン(ハーバード大学教授)、アミタフ・アチャリャ(アメリカン大学教授)ら著名な安全保障学者を各国から招くなど、精力的な活動を展開している。浙江大学についての詳細は公式ホームページ(http://www.zju.edu.cn/)を参照されたい。
- 27) 余瀟楓、潘一禾、王江麗『非伝統安全概論』浙江人民出版社、2006年。
- 28) 先に非伝統的安全保障への注目が集まった背景には、「人権」などへの敏感なムードがある一方で、非伝統的安全保障の概念的な使いやすさがあった(蘇長和・上海外国語大学国際関係与外交事務研究院教授、劉志軍・浙江大学社会学系講師との

多様な人間の安全保障論議の現状を明らかにするため、複数存在する "human security" の中国語訳とそのニュアンスの違いや同概念をめぐる学界内の争点などについて論じる。

2-1. 議論の始まり

1990年代半ばから国際的には人間の安全保障概念が徐々に注目を集めたのに対して、中国国内で人間の安全保障が正面から議論されることはあまりなかった。2000年10月30日に北京で開催されたシンポジウムでは、中国・日本・カナダ・UNDPの専門家が集まり人間の安全保障も議論されたようだが、このことを伝えた『人民日報』の記事は中国側の見解について一切紹介していない²⁹。

中国における人間の安全保障の議論が動き出すのは、2002年からである³⁰⁾。この年、『世界経済と政治』誌はアチャリャ(Amitav Acharya)の論文 "Human Security: East Versus West"の中国語への翻訳版を掲載した³¹⁾。同じ時期、清華大学の楚樹龍は、ブリティッシュ・コロンビア大学から「中国と人間の安全保障」と題した論文を発表した。楚はこの論考において、中国の安全保障の本質はあくまで伝統的安全保障で、個人の安全は "safety" として捉えるべきと述べつつも、いわゆる人間の安全保障課題に取り組む中国の積極的な姿勢を紹介している³²⁾。

より活発な議論の契機となったのは2003年のSARS流行であった。前述の王逸舟による『人民日報』の論評は、非伝統的安全保障の重視に加えて、「新しい国際環境と時代条件の下で、人間の安全保障はますます重視されつつある」、「人間の安全保障はあらゆる安全保障の核心である」とも論じた³³³。また、先に述べた社会科学院主催による学術フォーラムにおいても「人間の安全保障は国家安全保障の最終目標である」とされたほか、「人間の安全保障と国家安全保障は相互に重なり合う」との認識が示された³⁴。その他、この頃からSARSを題材として人間の安全保障に言及した研究もいくつか発表されている³⁵。さらに、前節で紹介した非伝統的安全保障の教材『非伝統的安全保障概論』が、人間の安全保障に一章を割いて論じている³⁵。国際的な安全保障論の教科書類に見られるような、一般的な人間の安全保障の議論とは無関係と思われる内容も多く含んではいるものの、中国国内で使用される教材に人間の安全保障に関する章が設けられたことはそれ以上に

面談、それぞれ2009年8月24日、9月1日に実施)。

^{29)「}専家学者研討人類安全問題」『人民日報』2000年11月1日。

^{30) 2002}年以前にも、紹介程度に人間の安全保障に言及したものはあった。例えば、翟坤「非伝統安全問題莫等閑」『世界知識』第3期(2000年)、12-14頁、王義**桅**「国家安全特性的変化与研究困境」『国際観察』第2期(2000年)、19-22頁など。

³¹⁾ 阿米塔夫・阿卡亜「人類安全:東方対西方作者」『世界経済与政治』第8期(2002年)、57-62頁。なお、同誌は2004年にも、 人間の安全保障に関する英語文献の中国語訳版としてPaul Evans. "East Asia and Human Security: Review and Prospects"を掲載している(保羅・埃文斯「人的安全与東亜:回顧与展望」『世界経済与政治』第6期(2004年)、43-48頁)。

³²⁾ Chu Shulong. "China and Human Security," North Pacific Policy Papers 8, Program on Canada-Asia Policy Studies, Institute of Asian Research, University of British Columbia, 2002.

⁽http://www.humansecurity.gateway.com/documents/UBC_chinaandhumansecurity.pdf).

^{33)「}重視非伝統安全研究(下)」『人民日報』2003年5月22日。

³⁴⁾ 何忠義、前掲論文。

³⁵⁾ 例えば、徐華炳「関注非伝統安全、迎接国家安全新挑戦―由"非典"引発的思考」『温州大学学報』第4期(2003年)、80-84頁、安啓念「"非典"帯給人類的安全警示」『北京教育』第7-8期(2003年)、14-16頁、胡薇薇「"非典"挑戦中国"人"的安全観」『世界経済与政治』第8期(2003年)、64-68頁、王昆義、蔡裕明「全球化、人類安全与後SARS時代―両岸非伝統安全的新議題」『世界経済与政治』第7期(2004年)、50-55頁など。

³⁶⁾ 余瀟楓ら、前掲書、第三章「人的安全」、63-92頁。

重要と言えよう。

2-2. 複数の訳語とその相違点

中国国内で人間の安全保障が議論されるようになるにつれ、同概念をめぐる解釈や評価の違いが表面化するようになった。"human security"をどのように翻訳するかは、そのような認識や立場の違いを示す象徴的な行為である。中国では現在、「人的安全」、「人類安全」、「人本安全」の三つの訳語が存在し、特に前二つが一般的に使用されている。研究者によっては複数の訳語を並列する場合もあり、その違いは明確ではないものの、一定の傾向が見てとれる。以下では、この相違点について整理する。

(1) 「人的安全」

まず最も一般的と思われる訳語として「人的安全」がある。これは「国家」に対して「個人」を 強調するニュアンスを含んだ表現だと言えよう。例えば、清華大学の胡薇薇は、「人的安全」とは「個 人や集団の生活、価値、尊厳により注目すべきと要請するもので、抽象的な国家の安全保障目標だ けに限定されるものではない」と説明している³⁷⁾。

同様の観点から、「人的安全」は、非伝統的安全保障における「個人」の位置付けを強調する場合にも多く使用される傾向がある。例えば、華東師範大学の封永平は、中国国内の議論が非伝統的安全保障に偏向していることについて、「非伝統的安全保障の提唱は国家安全保障の内容を並べ替えただけで、安全保障の核心は何ら変化していない」と述べ、「人的安全」の人に焦点を当てる核心的変化を強調している³⁸⁾。また。浙江大学の潘一禾は、「非伝統的安全保障における『人的安全』

は、個人と集団、国家、超国家の相互関係における 基本的人権の保護を強調する概念である」との認識 を示している³⁹。

こうした観点に対し、「人的安全」を完全に一つのカテゴリーとみなす研究者もいる。南京大学の李濱によれば、国家の安全保障は伝統的安全保障と非伝統的安全保障に分かれ、そのうち非伝統的安全保障は国家主権に対する脅威と個人に対する脅威、すなわち「人的安全」に分かれる。さらに「人的安全」は経済性問題と社会性問題に分類されるという⁴⁰⁾(表1)。

表 1. 李濱による中国の安全保障観の分類

伝統安全	非伝統安全		
国家主権への脅威		「人的安全」	
		経済性問題	
国家主体	非国家主体	1. 負のグローバル化	
	・テロリスト	2. 資源欠乏問題	
	・分離独立主義	社会性問題	
	・宗教過激主義	3. 厚生	
		4. 越境犯罪	
		5. 環境問題	

(出所:李濱論文を参考に筆者作成)

³⁷⁾ 胡薇薇、前揭論文、65頁。

³⁸⁾ 封永平「安全維度転向:人的安全」『現代国際関係』第6期(2006年)、60頁。

³⁹⁾潘一禾「非伝統安全研究中敵国家文化安全関注」『江南社会学院学報』第10巻第2期(2008年)、6頁。

⁴⁰⁾ 李濱「中国目前面臨的主要非伝統安全問題及其排序」『世界経済与政治』第3期(2004年)、44-46頁。なお、この分類はあくまで李濱個人の見解だが、一定の評価は受けたようで、2007年に北京大学の査道炯が編集した論文集にも掲載されている(査道炯編『中国学者看世界6一非伝統安全巻』新世界出版社、2007年、30-38頁)。

(2) 「人類安全」

もう一つよく使われる訳語が「人類安全」である。これは、「人間開発報告書」の中国語訳が「人類発展報告」とされていたことに由来すると思われるが、なぜ「人間開発」に「人類」が使われたのかはよく分からない。一方で、「人類安全」は「人類」という言葉のニュアンスを反映し、広く人類全般を意識して、地球規模課題や国内の社会保障などの領域で使用されることが多いようである⁴¹⁾。

例えば、中国人民大学の鄭功成は、大地震のような自然災害の脅威に対しグローバルな対応が必要であることを、「人類安全」を用いて論じている⁴²⁾。また、南開大学の関信平と郭瑜は、「社会保障は『人類安全』を保障する重要な手段の一つであり、社会の構成員の基本的な生活の安全を保障するものである」として、国内の社会保障について「人類安全」の観点から分析している⁴³⁾。その他、地球規模課題の越境性・拡散性を考慮し、「人類安全」のもとに国際協調を図るべき、という清華大学の夏超然の主張のように、比較的トランスナショナルなイシューについて用いられることが多い⁴⁴⁾。

(3)「人本安全」

人間の安全保障の訳語としては、「人的安全」と「人類安全」以外に実はもう一つ、「人本安全」というものがある。この訳は浙江大学の劉志軍によるものだが、現在のところ、ほとんど普及していない。これは、「人本安全」をタイトルに掲げた劉による論文が、人間の安全保障に関する膨大な数の英語論文を整理し、国際社会における人間の安全保障の議論をまとめて紹介したものであることに起因するのかもしれない 45 。中国では外来の概念を導入する際、中国なりに噛み砕き、解釈してから導入する傾向がある 46 。そのため、欧米の議論の紹介に徹した同論文はあまり評価されなかったのではないかと推察される。

以上のように、中国国内では"human security"の訳語が複数存在し、特に「人的安全」と「人類安全」がニュアンスの違いを残しながらも共存するという状況になっている。

2-3. 中国学界における人間の安全保障論の主な争点

国際的に人間の安全保障をめぐる批判的な議論があったように、中国でも人間の安全保障を肯定的に受け止める研究者ばかりではなかった。まず最も顕著な批判として、政策として導入するうえでの概念の操作性の問題、問題解決における有用性への疑問が挙げられよう。例えば、北京大学の朱鋒は「人間の安全保障の最大の問題は、スローガンとしては凝集力を有するが、問題解決の手段

⁴¹⁾ 安全保障の概念は対外的なもので、国内の社会保障に適応されるのはおかしいという指摘があるかもしれないが、中国語の「安全」は日本語の「安全保障」のように限定的ではない。この点については、楊明傑「説文解字話 "安全"」『世界知識』第8期(2005年)、web版(http://qkzz.net/magazine/0583-0176/2005/08/115379.htm) などを参照されたい。

⁴²⁾ 鄭功成「人類安全与全球減災」『群言』第6期 (2008年)、15-19頁。

⁴³⁾ 関信平、郭瑜「"人類安全"一概念分析、国際発展及其対我国的意義」『学習与実践』第5期(2007年)、101頁。

⁴⁴⁾ 夏超然「2008年非伝統安全問題的新挑戰与国家安全戦略的応対之策」『理論観察』第1期(2009年)、61頁。

⁴⁵⁾ 劉志軍「"人本安全"的価値論争」『浙江大学学報:人文社会学報』第38卷第2期(2008年)、116-125頁。

⁴⁶⁾ 蘇長和・上海外国語大学教授との面談(前掲)、関信平・南開大学社会工作与社会政策系教授との面談、2009年8月27日実施。

としては克服し難い限界を内在している点にある」と述べている⁴⁷⁾。また、福建師範大学の郭梅峰は、UNDPが提唱した人間の安全保障はありとあらゆる問題を内包しており、政策レベルでの操作性に著しく欠けると指摘する⁴⁸⁾。

こうした政策立案・実施上の操作性の問題については、人間の安全保障肯定派の研究者も認めている⁴⁹⁾。そのうえで、例えば、封永平は「包括性」や「全体性」という人間の安全保障の特徴が支持者を集めているとも指摘している⁵⁰⁾。他方、日本政府による「人間の安全保障信託基金」の設置などを、具体的な政策として紹介する学者もいる⁵¹⁾。

もう一つの主要な批判は非常に中国らしいものである。それは安全保障の「主権性」を強調する主張、すなわち、個人の安全の保護を口実に国家主権を侵害し、他国に介入してはならない、という批判である。例えば、復旦大学の曹陽はいわゆる「保護する責任」の概念を「西洋主義的」だと断定し、「西洋の言うところの普遍的価値によって西洋文明とは相容れない国家の予防と再建に関与するなど、国家主権のあからさまな侵害で」あり、「かえって現地住民に害をもたらし、反感を買うだけである」と切り捨てている520。

こうした批判は、安全保障の根本を伝統的国家安全保障と捉え、人間の安全保障はおろか、非伝統的安全保障をも疑問視するものが多い。中国国際問題研究所の劉学成は「非伝統的安全保障の脅威がたとえ国境を跨ぐとしても、国内の脅威に対応することは主権の範囲内のことであり、自国の国家安全保障上の利益に基づいて相応の政策をとるべきである」と主張している53)。

また、安全保障の「主権性」を強調する主張の背後には、往々にして西洋主義的価値観への反発や懐疑が存在する。例えば、南京政治学院の張春は、「発展した資本主義先進国のみが国民の衣食住といった生存の基本的問題に頭を悩ますことなく、人々の政治、経済、文化、発展などの安全保障に着手できる」のであり、人間の安全保障の提案は「西欧化至上主義」あるいは「覇権主義」であると批判する。そして、「経済大国の対外経済援助政策も往々にして人間の安全保障を口実にしており、実際は経済援助と同時に厳しい条件をいくつも付加している」など、辛辣な批評を展開している54)。

以上のような批判に対し、中国国内では一般に我々が想像する以上に、柔軟な議論が展開されて

- 47) 朱鋒「"非伝統安全"解析」『中国社会科学』第04期(2004年)、146頁。
- 48) 郭梅峰「浅析"非伝統安全"的若干問題」『江蘇省社会主義学院学報』第2期(2008年)、65-66頁。
- 49) 例えば、柳建平「安全、人的安全和国家安全」『世界経済与政治』第2期(2005年)、56頁、封永平「安全新概念: "人的安全" 解析 | 『学術探索』第2期(2006年)、91頁など。
- 50) 封永平、同上。
- 51) 高栄銀「"人的安全"理念的形成及其実践」『国際資料信息』第11期(2006年)、9頁。
- 52) 曹陽「国家保護責任三題」『河北法学』第4期 (2007年)、82頁および「国家保護責任理論論析」『甘粛政法学院学報』第4期 (2007年)、152頁。
- 53) 劉学成「非伝統安全的基本特性及其応対」『国際問題研究』第1期(2004年)、34頁。他にも、非伝統的安全保障の議論において「主権性」を強調する研究者は多い。例えば、徐華炳、前掲論文、潘忠岐「非伝統安全問題的理論衝撃与困惑」『世界経済与政治』第3期(2004年)38-43頁、李学保、蒋玲「非伝統安全的概念弁析」『科教文匯』第8期(2007年)、198-200頁、王春霞「非伝統安全問題与政府的作用」『理論探索』第2期(2008年)、122-125頁、張艶軍「非伝統安全与中国的新安全観」『社会科学論壇』第8期(2008年)、100-102頁など。
- 54) 張春「人類安全観:内涵及国際政治意義」『現代国際関係』第4期(2004年)、14·15頁。他にも、西洋主義的な安全保障観に批判的な研究者は多い。例えば、徐堅「非伝統安全問題与国際安全合作」『当代亜太』第3期(2003年)、3·7頁、劉学雷、陳松川「9.11事件引発世界安全格局新変化」『学術交流』第5期(2003年)、41·44頁など。

いる。浙江大学の余瀟楓と李佳は、安全保障認識の変化に伴い「絶対的主権」から「相対的主権」 への転換が必要であり、国家主権を堅持すると同時に主権概念に柔軟性を持たせなければならない と主張する550。山東師範大学の龐東梅と李徳芳も、主権は侵してはならないものだが、「だからと 言って、それを理由に人間の安全保障の研究を無視するべきではない | と述べている⁵⁶⁾。

人間の安全保障を西洋主義的とする批判に対しては、人間の安全保障が国連で提唱されたもの で、加盟国の間で一定の代表性を有しており、一概に西洋的と断ずることはできない、との指摘が 社会科学院の李東燕をはじめとする研究者から出されている57)。また、人間の安全保障の西洋的 な側面を認めつつ、完全に西洋化させてしまわないためにも積極的に中国が人間の安全保障の議論 に参加すべきだとする見解もある58)。

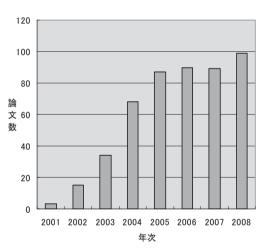
こうして概観してみると、中国学界における人間の安全保障論の争点は、人を基本とする人間の 安全保障のアプローチそのものではなく、個人の安全と国家主権との関係性をめぐる議論だと言う ことができよう。

2-4. 人間の安全保障研究の推移

以上をまとめると、中国学界における人間の安全保障研究については以下の三点を指摘すること ができる。第一に、非伝統的安全保障を基盤として その枠内で議論されることが多い点である。第二に、 ニュアンスの異なる複数の訳語、特に「人的安全| と「人類安全」とが広く一般的に使用されているこ とが挙げられる。第三に、概念の操作性に関する議 論以上に、安全保障の「主権性」をめぐる議論が争 点となっていることである。

表2は中国学術情報データベースに収録されてい る論文の中で人間の安全保障に言及した論文数の推 移である59)。人間の安全保障をめぐる学術的議論 は2003年頃から大きく増加したことが分かる。しか し、非伝統的安全保障への注目度と比較すると、依

表 2. 中国における人間の安全保障研究の発展



(出所:中国学術情報データベースを基に筆者作成)

⁵⁵⁾ 余瀟楓、李佳「非伝統安全:中国的認知与応対(1978~2008年)」『世界経済与政治』第11期(2008年)、94頁。

⁵⁶⁾ 龐東梅、李徳芳「安全観発展的深層次探析」『濱州学院学報』第21巻第1期(2005年)、8頁。

⁵⁷⁾ 李東燕「聯合国的安全観与非伝統安全」『世界経済与政治』第8期(2004年)、web版(http://www.iwep.org.cn/download/ down_more.asp)。その他、柳建平、前掲論文、59頁、封永平「安全新概念: "人的安全"解析」『学術探索』第2期 (2006年)、 92頁など。

⁵⁸⁾ 彭芬蘭「従西方"人的安全"観引発的思考」『社会科学論壇:B版』第6期(2006年)、51頁。

⁵⁹⁾ 中国期刊全文数据庫(http://cnki.toho-shoten.co.jp/kns50/Navigator.aspx?ID=CJFD)。なお、人間の安全保障に言及のあっ た論文数は、「全文に『人的安全』を含む論文の数」+「全文に『人類安全』を含む論文の数」 - 「全文に両方を含む論文 の数」で算出した。また、例えば、「人的安全」のみで検索すると、交通事故などの文脈における「人の安全」を扱った論 文まで含まれてしまうため、すべて「非伝統安全」を全文に含むことを条件として検索した。なお、このデータベースが中 国国内のすべての論文を収録しているわけではないことは留意されたい。

然として低い。2008年には人間の安全保障に言及した研究は100件弱であったが、同じデータベースによれば、同年、非伝統的安全保障に触れた論文は1300件を超えている。したがって、本稿で紹介した内容も、あくまで発展途上の議論であることに留意されたい。

3. 中国政府と人間の安全保障

すでに論じたように学界では人間の安全保障への一定の関心があるが、中国政府は人間の安全保障を非伝統的安全保障のような国家戦略として取り上げるには至っていない。しかしこのことは、政府が人間の安全保障を否定する立場にあることを意味しているのではない。政府によって学界の議論はむしろ奨励されているようにも見える⁶⁰⁾。近年では、一部の政府関係者が限定的ではあるが人間の安全保障に言及しており、人間の安全保障に類似した概念も提示されている。以下では、人間の安全保障という言葉を使わずとも個人の視点を重視し始めた中国政府の見解を整理し、その背景を考察する。

3-1. 政府関係者による言及

1994年のUNDPによる人間の安全保障提唱を、中国政府はどう受け止めたのだろうか。同年8月9日付の『人民日報』では、「人間の安全保障概念の提唱の意義は、人類が武力による安全の維持から発展による安全の促進へとシフトしなければならない、という点にある」と述べ、冷静な反応を示している⁶¹⁾。それ以降は、政府やメディアが人間の安全保障を取り上げることはほとんどなかった。

中国の政府関係者が、限定的ながら人間の安全保障に言及するようになったのは2004年頃である⁶²。ここで興味深いのは、「人的安全」が人道的意味合いを持つ軍縮分野に集中して用いられる 一方、「人類安全」は様々な分野に渡って使用されている点である。

例えば、2004年4月に雲南省昆明で開催された人道主義地雷除去技術・協力国際討論会において、中国の代表団は「中国は一貫して人道主義的問題を重視しており、『人的安全』に高い関心を寄せている」と述べた⁶³。また、同年11月に開かれた特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の「地雷議定書」第6回締約国年会や、同年12月の対人地雷禁止条約(オタワ条約)第1回検討会議における中国代表団の発言にも、「『人的安全』の保障」が盛り込まれている⁶⁴。さらに翌2005年10月、

⁶⁰⁾ 中国社会科学院や中国現代国際関係研究所に代表される中国のシンクタンクの大半は政府系である。中国政府とシンクタンクの関係性などについては、青山瑠妙「中国のシンクタンクと対外政策」『国際問題』第575号 (2008年)、pp.14-25が詳しい。

^{61)「}人类社会発展面臨考験」『人民日報』1994年8月9日。

⁶²⁾ 中国外交部の記録によれば、2001年9月13日、江沢民主席がシンガポールのナザン大統領と会見した際に「人的安全」を用いたのが最初に来ている。しかし、これが人間の安全保障を意識しての発言かどうかは判断できない。また、2003年にも言及はあるが、同じ文章で2004年から「人的安全」に""が付けられているため、2004年から明確に人間の安全保障を意識したものと判断した。

⁶³⁾ 中華人民共和国外交部「中国代表在"人道主義掃雷技術与合作国際研討会"上関於国際掃雷合作的発言」 (http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/mtb/sjhd/t270580.htm)。

⁶⁴⁾ 中華人民共和国外交部「中国代表団団長胡小笛大使在経修訂的《地雷議定書》第六届締約国年会上的発言」

外交部の張業遂副部長が『求是』誌上で論文を発表し、「中国は『人的安全』を重視し、地雷や小 火器と人道主義に関する問題などの解決に向けた多国間プロセスに積極的に参加している」と述べ た⁽⁵⁾。

他方、「人類安全」は2003年から毎年APEC首脳宣言に盛り込まれている。とりわけ、2004年11月にサンディエゴで開かれた第12回非公式首脳会議では、胡錦涛主席が「人類安全」の議題で講話を行い、9.11やSARSに触れながらテロや伝染病が今なお「人類安全」を脅かしていると指摘し、APEC構成国が協力してこれらの問題に取り組むことの必要性を強調した⁶⁶⁾。以後、2005年1月の「津波警報に関する地域協力の閣僚会議」における李肇星外交部長の講話、同年7月のメコン川流域開発計画第2回首脳会議で採択された「昆明宣言」、同年9月の中国人民抗日戦争・世界反ファシスト戦争勝利60周年記念大会における胡錦涛演説などで「人類安全」が使用されている⁶⁷⁾。

以上は、「人類安全」がより広い視座を持つという点で、前項で紹介した訳語の使い分けとほぼ一致する。しかし何より、政府関係者による人間の安全保障への言及は非伝統的安全保障に比べて 圧倒的に少なく、統計的な信頼性には疑問が残る⁶⁸⁾。こうして見る限り、中国政府の人間の安全 保障への関心は学界と比較して非常に低いと言わざるを得ない。

3-2. 中国が掲げる類似概念

中国政府が「人類安全」、「人的安全」を政策概念として明確に打ち出していないことが、中国政府による人間の安全保障規範の全面的な否定を意味するとはいえない。政府はこれまでに、人間の安全保障の思想に相通ずる概念を政策理念として打ち出してきている。ここでは、代表的なものとして、「以人為本」と「和諧社会」を概観する。

(1)「以人為本」

中国政府は2002年頃から「以人為本」、すなわち「人を基本とする」(people-oriented)という概念を頻繁に用いるようになった。政府が同概念を意識的に使い出したのは「持続可能な開発」の文脈であり、2003年1月には「21世紀初頭の持続可能な開発行動に関する綱要」の中で指導的思想と位置付けられた⁶⁹⁾。その後、SARSの流行もあって、「以人為本」はより一層前面に掲げられるようになった。例えば、2003年9月、温家宝総理は中国建国54周年を祝う式典で「SARSとの闘いが示唆する最も重要なのは、・・・『以人為本』を堅持し、人民の物質的な生活水準と健康水準を高め

⁽http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjb/zzjg/jks/fywj/t270571.htm)、「内羅畢《渥太華禁雷公約》審議大会落下帷幕」(http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/zwbd/t436386.htm)。

⁶⁵⁾ 中華人民共和国外交部「国際安全形勢与中国的軍控、裁軍和防拡散政策——張業遂副部長発表在《求是》雑誌上的文章」 (http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/gjhdq/gjhdq/zz/mzblwelm/xgxw/t266016.htm)。

^{66)「}亜太経合組織領導人非正式会議在聖地亜哥舉行 胡錦涛出席併発表重要講話」『人民日報』2004年11月22日。

⁶⁷⁾ 中華人民共和国外交部「李肇星外長在海嘯預警機制区域合作部長級会議上的講話」(http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/xsb/xw/t182304.htm)、「大**湄**公河次区域経済合作第二次領導人会議通過《昆明宣言》」『人民日報』2005年7月6日、「在紀念中国人民抗日戦争**暨**世界反法西斯戦争勝利60周年大会上的講話」『人民日報』2005年9月4日。

⁶⁸⁾ 外交部のホームページで検索したところ、人間の安全保障への言及はわずか44件であったが、非伝統的安全保障への言及は 429件に上った。完全なデータとは言えないものの、その差は歴然である。

⁶⁹⁾ 中華人民共和国中央人民政府「国務院関於印発中国21世紀初可持続発展行動綱要的通知」(http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62606.htm)。

ねばならない」ことだと述べた70)。

人に焦点を置くという根本的な観点において、「以人為本」が人間の安全保障と一致することはもはや説明の必要はないだろう。その「以人為本」は、さらに「科学発展観」という概念の核心的理念として位置付けられ、一層重視されるようになり、2007年には第17回党大会の政治報告にまで盛り込まれている⁷¹⁾。

(2)「和諧社会」

「和諧社会」、すなわち「調和のとれた社会」(harmonious society)は、今中国で極めて大きな注目度と浸透度を持つ概念である。同概念は、2004年9月19日に中共第16期4中全会で採択された「党の執政能力建設の強化に関する中共中央の決定」において初めて提示された。同決定によれば、「和諧社会」とは「人民全体が、それぞれのできることを各自でやっていてもなお調和がとれ、うまくやっていける社会」を指し、党はそうした「社会主義和諧社会」を建設する能力を不断に高めていかなければならないとされた⁷²⁾。

この「和諧」の観点を国際関係に援用したものが「和諧世界」(harmonious world)で、2005年4月のアジア・アフリカ会議において胡錦涛主席が初めて提唱した⁷³⁾。胡主席はさらに同年9月の国連成立60周年首脳会議で、「平等開放の精神により、文明の多様性を維持し、国際関係の民主化を促進し、各種文明が違いを包容して共存できる『和諧世界』を協力して建設してかなければならない」と語り、全世界に向けて「和諧世界」を打ち出した⁷⁴⁾。なお、「和諧」の概念は第17回党大会政治報告にも盛り込まれている⁷⁵⁾。

こうした「和諧社会」の提唱は、人間の安全保障の議論に一つの大きな拠り所を与えることになった。例えば、復旦大学の晋継勇は「『人的安全』を実現することは、・・・『和諧社会』の建設という高尚な目標のためには避けて通れない道である」と指摘する⁷⁶⁾。また、国内の社会保障を「人類安全」の観点から論じる南開大学の関信平は、「『人類安全』は『和諧社会』の一つの重要な条件であり、『人類安全』の水準が社会の『和諧』レベルを量る指標である」との認識を示した⁷⁷⁾。

以上を見る限り、中国政府は人間の安全保障という言葉はあまり用いないものの、「以人為本」や「和諧社会」を掲げている以上、経済発展や多様な安全の課題に人を基本としてアプローチする こと自体に相当の注意を払うようになったと考えてよいだろう。

^{70)「}在慶祝中華人民共和国成立五十四周年招待会上的講話」『人民日報』2003年10月1日。

⁷¹⁾ 中国共産党歴次全国代表大会数据庫「胡錦涛在中国共産党第十七次全国代表大会上的報告(3)」(http://cpc.people.com. cn/GB/64093/67507/6429844.html)。なお、「科学発展観」とは、「『以人為本』を堅持し、全面的で、協調的で、持続可能な発展観を打ち立て、経済社会および人民の全面的な発展を促進させる」という新しい発展観で、2003年10月14日の第16期3中全会において提唱された(「中共十六届三中全会在京舉行」『人民日報』2003年10月15日)。

^{72)「}中共中央関於加強党的執政能力建設的決定」『人民日報』2004年9月27日。

^{73)「}与時俱進 継往開来 構築亜非新型戦略伙伴関係」『人民日報』2005年 4 月23日。

^{74)「}努力建設持久和平、共同繁栄的和諧世界」『人民日報』2005年9月16日。

⁷⁵⁾ 中国共産党歷次全国代表大会数据庫「胡錦涛在中国共産党第十七次全国代表大会上的報告(3)」(前掲)。

⁷⁶⁾ 晋継勇、鄭軍超「和諧社会建構中"人的安全"与国家安全的関係」『中国石油大学学報(社会科学版)』第24巻第4期(2008年)、36頁。

⁷⁷⁾ 関信平、郭瑜、前揭論文、105頁。

3-3. 個人の安全を議論する理由

中国政府が人間の安全保障に類似する概念を掲げ、個人の安全に着目するようになった背景には 大小様々な要因が働いているが、その最たる要因は、国内の「人権」問題について、党と政府の正 統性を対内的・対外的に担保する必要性に迫られたためだと推察される。

従来、中国で人権問題と言えば、欧米からの批判材料として使用されることが多かったが、行政への不信が高まるにつれ、国内でも議論がなされるようになった。例えば、2003年3月、広東省広州市で居住許可証がないとして強制収容された孫志剛が収容先で集団暴行を受けて死亡するという事件が発生した。この種の事件は珍しくはないが、同時期にSARSをめぐる当局の情報隠蔽や対策の遅れなどで行政不信が高まっていたため、中国国内で大議論が巻き起こった⁷⁸⁾。

こうした不信や不満は、この時に初めて出てきたわけではない。いわゆる「三農」(農村、農民、農業)問題、環境問題、失業問題など、急速な経済発展がもたらした弊害によって、長年蓄積されてきていた。例えば、湖北省のある農村で党委員会書記を務めていた李昌平は、2000年3月に朱鎔基総理に宛てて一通の手紙を送った。そこには、17年間に渡って農村を管理してきた経験を基に、農民の過酷な状況が綴られており、「農民は実に苦しく、農村は実に貧しく、農業は実に危うい」との悲痛な思いが滲み出ている790。

中国で個人の安全が注目されるようになった背景には、このような民衆の声に対し、党と政府の正統性を担保しようとする胡錦涛新政権の配慮があったのだと考えられる。実際、この頃から様々な民衆重視政策が採られ始めたほか、2004年の憲法改正の際には初めて「国家が人権を尊重し保障する」ことが盛り込まれた80。

しかし、民衆重視の路線はなかなか功を奏していない。それは、貧困農民や出稼ぎ労働者、失業者などによる暴動件数の増加に如実に表われている。2005年版『中国社会青書』の統計によれば、1993年に1万件であった暴動発生件数は2003年に6万件と、10年間で6倍に増加したとされている⁸¹⁾。暴動の増加は党や政府への不信の表れそのものであり、体制を維持したい政府指導部は、「以人為本」を掲げ、「和諧社会」建設を謳い、個人の安全をも考慮していかざるを得なくなっているのであろう。

^{78) 「}若者の殴打死、中国動かす 行政不信、人命尊重が背景 孫志剛事件」『朝日新聞』2003年 6 月21日。

⁷⁹⁾ 李昌平著、北村稔訳『中国農村崩壊』NHK出版、2004年、49頁。なお、李昌平は農民の生活を過酷にする要素として、①目的意識の希薄化や農地の放棄を伴う出稼ぎの急増、②農業をすれば8割は損をするというほどの過度な負担金、③9割の地方政府が抱える平均800万元を超える巨額の負債、④税金を貪る役人の増加とその受け皿としての行政機構の膨張、⑤生産請負制の破綻とその弊害、⑥規定通りに行われない空虚な政策、⑦嘘も100回繰り返せば真理になるという役人の虚偽性、の七点を手紙の中で指摘している(49-59頁)。ただし、制度面ではここ数年に一定の改善が見られた。

⁸⁰⁾ 民衆重視政策の一例は、『アジアの動向年報2004』、123-124頁、憲法改正については、「"人権"入憲:中国人権発展的重要 里程碑」『人民日報』2004年3月15日をそれぞれ参照。

⁸¹⁾ 人民網「当前群体性事件的得点和原因」(http://theory.people.com.cn/GB/49154/49156/4511453.html)。しかし、正確な暴動件数は不明で、例えば、新華網「"典型群体性事件" 的警号」(http://news.xinhuanet.com/legal/2008-09/08/content_9847097.htm) では、1993年の8700件から2005年の8万7000件に増加し、2006年には9万件に上るとされている。

おわりに

中国の学界では非伝統的安全保障研究を基盤にして、人間の安全保障が徐々に議論されるようになった。その内容は、典型的な中国像からは想像し難い、非常に多様なものであった。また、中国政府も人間の安全保障という用語を前面に打ち出しはしないものの、「以人為本」や「和諧社会」という、経済発展や多様な安全の課題への人を中心としたアプローチに対する配慮を伴う概念を打ち出した。こうした現状を見る限りでは、人間の安全保障という用語を使用するか否かはもはや問題ではなく、「人間を中心に考える」という人間の安全保障の基本的な発想自体は中国の学界・政界でも共有されつつあるものと言えよう。その一方で、国家主権をめぐる問題は人間の安全保障の議論において重要な論点であり続けている。

個人の安全を重視し始めた背景には、経済格差などの社会矛盾が顕在化する中で芽生えた民衆の 行政不信に対し、党と政府の正統性を担保しなければならないという事情があった。これがすべて ではないにしても、中国政府の当面の至上命題はやはり体制維持と見るべきであろう。2008年3月 のチベット暴動に対する当局の反応などは正にその例である。

とはいえ、以前であれば「内政干渉」として一蹴したであろう暴動事件について、政府は分離主義組織によるテロ活動によって市民が犠牲になっている点をことさらに強調する様子を見せている⁸²⁾。このことは、中国がもはや自身の掲げた「以人為本」や「和諧社会」の発想を簡単には無視できなくなってきたことの表れだと考えられる。

社会科学院の王逸舟は、中国をミラーボールに例えてこう語った。赤い面は中国かといえばそうであり、青い面が中国かといえばそれもそうである。しかし、逆はそうはいかない。中国は赤い面だけでも、青い面だけでもない。すべてが中国の一側面なのである。加えて、この中国は勢いよく回転している。このような中国を分析する際には、動態的かつ立体的に捉えなければならない⁸³⁾。本稿で論じたものは、中国における人間の安全保障の議論のごく一部に過ぎない。だが、人間の安全保障規範を断固否定する中国像も、受け入れようとする中国像も、紛れもなく現在の中国の姿である。今後、より詳細な研究がなされ、国際社会と中国が同じ土俵に立って議論を深めていくことが期待される。

^{82)「}假"自由""人権"之名,行分裂主義之実」『人民日報』2008年3月29日。

⁸³⁾ 王逸舟・中国社会科学院世界経済与政治研究院副院長との面談、2009年8月29日実施。